

学校物品払下げ一般競争入札実施要領

1. 物件の情報について

払下げる物品は別紙、旧八千穂中学校技術科室機械・工具類一覧のとおりです。

払下げ物品はすべて現状渡しとなります。キズや汚れ、一部破損のあるものもありますが、十分承知のうえ入札に参加してください。

なお、払下げる備品等は閉校時まで使用していたものですが、従来の性能や安全性が確保されている保障はなく、また、動作確認をしていないため、専門業者による調整や修理を要する場合がありますが、これら修理費用等について町は一切負担しません。

2. 現地下見会及び入札について

以下の日程で現地下見会及び入札を行います。現地にて現物を確認いただいたうえで、その場で入札をしていただきます。

①日時 平成30年3月9日（金）から3月10日（土）

午前10時00分から午後4時00分まで

②場所 旧八千穂中学校技術科室（佐久穂町大字畑260）

3. 引渡し条件について

(1) 払下げ物品は現地下見会で確認していただき、現状有姿にて引渡しを行いますので、引渡し後の故障や瑕疵について町は一切の責任を負いません。

(2) 町の指定する期日までに落札者が代金を一括納入した後、物品の引渡しとなります。

(3) 物品の取り外し、運搬、取り付けは落札者自らがを行い、これらに係る費用は落札者が負担してください。

4. 入札参加等について

(1) 実施要領の配布

①配布期間 平成30年2月22日（木）から3月9日（金）（土日祝日除く）

②配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

③配布場所 役場佐久庁舎総務課

④その他 町のホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 入札参加申込書提出及び入札の方法について

現地にて現物確認をし、かつ入札参加申込書の提出があった方に、現地備え付けの「一般競争入札書」をお渡しします。入札書に必要事項、入札価格を記載し、入札箱に投入していただきます。

なお、同一物品への再入札はできません。開札時同一物品に2以上の入札があったときは全て無効とします。

入札参加申込書は、役場佐久庁舎総務課及び現地下見会でお渡しできますが、町のホームページからダウンロードすることも可能です。

(3) 入札参加申込資格について

入札に参加できる方は、佐久穂町にお住まいの方、佐久穂町の事業所にお勤めの方及び佐久穂町にある事業所並びに団体としますが、以下のすべての要件に該当することを入札参加の条件とします。

- ①落札した物品の代金を一括で納入できること。
- ②町税等の滞納がないこと。
- ③一般競争入札実施要領及び入札参加申込書記載の条件を誠実に履行できること。
- ④転売を目的としないこと。
- ⑤自身又は自社の役員等が、佐久穂町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(4) 再入場について

現地で入札参加申込書を提出された方には、入札参加申込書の控えをお渡しします。払下げ実施期間中、再入場することはできませんが、再入場の際に入札参加申込書の控えの提示が必要ですので大切に保管しておいてください。

(5) 入札保証金、契約保証金については免除します。

5. 入札方式について

(1) 入札方法

一般競争入札による入札となりますので、物品の現状を確認のうえ、現地備え付けの「一般競争入札書」に入札書に必要事項、入札価格を記載し、入札箱に投入していただきます。なお、同一物品への再入札はできません。開札時に無効とします

(2) 入札期限

平成30年3月10日（土）午後4時00分

(3) 入札書の作成方法

- ①入札書は所定の様式により、入札書の受付番号、氏名を記入してください。
- ②入札書への金額は、日本国通貨（円）でアラビア数字（0. 1. 2. 3. …）を使用してください。
- ③入札は物品1台（個）につき1回限りです。なお、一度入札箱に投入した入札書は、いかなる理由があってもこれを書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- ④入札書には、1台（個）あたりの単価を記載してください。
- ⑤複数ある作業機や工具は、原則ひとり1個の払下げとなります。
- ⑥入札書には、最低入札額以上の金額を記載してください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格のない者が落札した入札
- ②入札書を期限までに提出しなかった入札
- ③所定の入札書によらない入札
- ④入札者の受付番号、氏名の記入がない入札

⑤入札者が1台(個)の物品に対して2回以上の入札をした場合、その物品に対する全ての入札

⑥入札者が他の入札代理人となり入札した入札

⑦入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

⑧入札金額を訂正した入札

⑨入札金額が最低入札額未満の入札

⑩その他入札に関し、不正の入札行為をした者が行った入札

(5) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

6. 開札 平成30年3月12日(月)以降

7. 落札者の決定

町が定める最低入札額以上で、最も高い価格であった者を落札者とします。

また、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上ある場合は、町総務課による抽選により落札者を決定します。

なお、入札の結果は落札者に対してのみ連絡します。

8. 売買契約の締結

(1) 落札者と町の間で、町が作成した契約書により売買契約を締結します。

(2) 売買代金は入札書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税は含みません。

(3) 売買契約の名義人は、入札参加申込書及び入札書に記載された方となります。

9. 売買代金の支払い方法

売買契約締結後に町が発行する納入通知書により一括納入していただきます。

10. 物品の引渡し等

(1) 落札した物品は、売買代金が全額納入されたときに引渡しを行います。

(2) 売買代金の納入が確認でき次第、落札者と引渡し日程の調整を行います。

(3) 物品引渡し後に義務者として課せられる公租公課がある場合は、落札者の負担となります。

11. その他の注意事項

(1) 物品の引き取りに係る運搬費用等は落札者の負担となります。

(2) 引渡し時、運搬等における破損等について、町は一切の責任を負いません。

(3) 現状有姿を確認したうえでの入札、引渡しのため、落札後及び支払い後の返品、異議の申し立ては受付できません。